

調査実施者説明資料

(審査メモで示された論点への回答)

1 今回申請された計画

(1) 集計事項の変更について

集計事項の変更内容

商業動態統計月報（確報）	速報
第3部 百貨店・スーパー販売	
第5表（1）東京特別区・政令指定都市別販売額	第7表（1）
（2）東京特別区・政令指定都市別販売額前年（度、同期、同月）比増減率	第7表（2）
（3）東京特別区・政令指定都市別、商品別販売額等	
第6表（3）経済産業局別、東京特別区・政令指定都市別、商品別期末商品手持額	

(注) 下線部分の集計を取りやめ

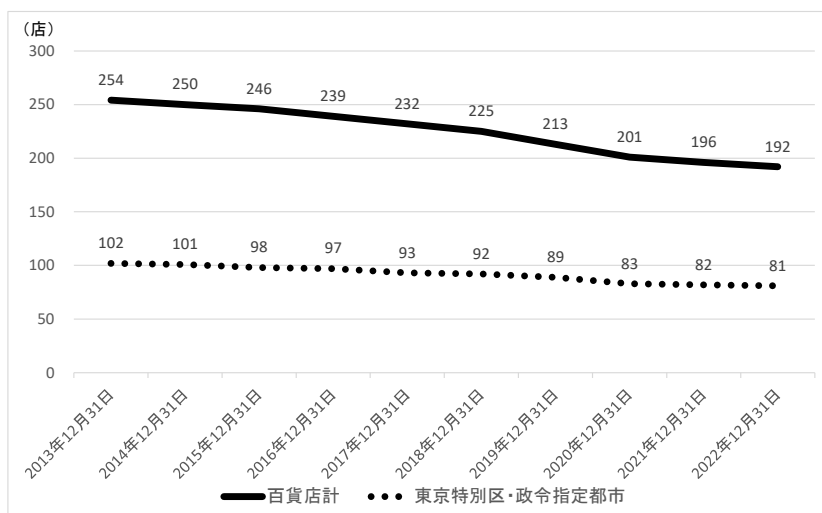
(論点)

- a 集計を取りやめる背景事情・理由は何か。取りやめることによる業務効率化等のメリットはどのようなものか。
- b 集計を取りやめることについて、ユーザーニーズをどのように確認したのか。利活用の観点から支障は生じないか。
- c 集計を取りやめることについて、どのように周知する予定か。

(回答)

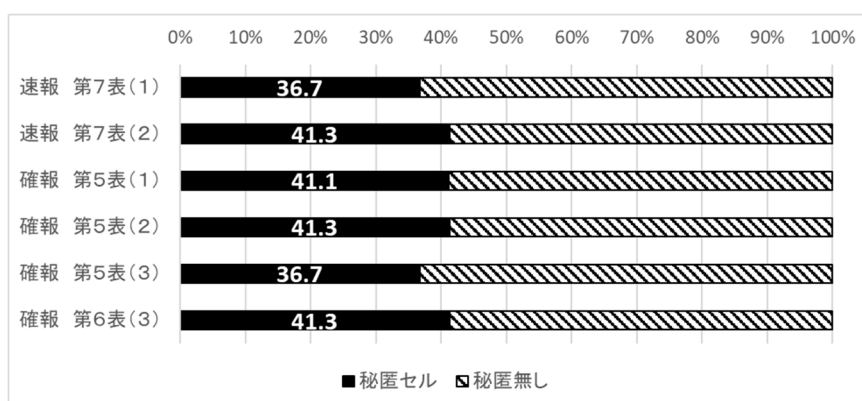
- a. ①統計調査の見直しについては、PDCAサイクルの中で随時検討しているところであるが、統計の品質確保を図るため、統計作成ミス等のリスクを低減させる対策として利活用が低調な統計表の見直しを進めており、当該集計表は秘匿箇所が多く、秘匿漏れの高いため、廃止を検討していた。百貨店は以前から減少傾向ではあるが、新型コロナウイルス感染症拡大とその対策により、この動きが加速してきており、直近でも改修による売場（店舗）面積の縮小や閉店が増加してきている。今後もこの動きが継続する可能性が高く、これに伴い、地域別表章においては秘匿箇所の増加が想定され、今以上に利便性が低下する可能性がある。

過去10年の百貨店数の推移



※1「百貨店計」商業動態統計年報より ※2「東京特別区・政令指定都市」商業動態統計月報より

令和5年2月分速報及び確報における統計表の秘匿割合



②集計を取りやめる統計表について、外部からの問い合わせは、平成28年4月から現在までの7年間で6件となっており、極めて少ない。

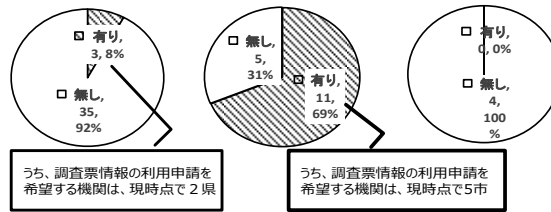
③令和元年度の諮問第129号の答申における「今後の課題」への対応を検討・検証するため、令和2年度・3年度に委託調査研究を実施し、令和2年度に地域表章について検討したところ、当該集計表は公的レポートでの利用はほぼ無いことがわかった。

④商業動態統計調査は、QEや月例経済報告をはじめ、国の重要な施策の立案や統計作成に利用されている。当該集計を取りやめることにより、統計作成ミスを低減し、公表値のチェック体制の強化、業務マニュアルの一層の整備に注力することにより、統計の品質確保を図ることができる。

b. 政府機関（7関係府省、日銀）、地方自治体（47都道府県、20政令指定都市）へのヒアリングの他、一般ユーザーに対してはパブリック・コメントを実施してニーズを確認。結果、当該表を活用している一部の地方自治体から引き続きの活用希望があるものの、政府関係機関、一般ユーザーから集計表の削除に反対する意見はなかった。また、取りやめる集計に対する弊省ホームページにおけるダウンロード数では各表のダウンロード数が確認できる年集計の表（令和2年年報）をみると、①商品販売額等、②商品販売額等の増減率、③商品手持額、在庫率及び④商品手持額、在庫率の増減率の統計表については、全国（③④を除く）、経済産業局別、都道府県別、東京特別区・政令指定都市別に集計しており、全ての集計区分の合計ダウンロード数のうち、東京特別区・政令指定都市別の集計表のダウンロード数の割合は7%~30%となっていること、加えて、外部からの問い合わせについてみると、平成28年4月から現在までの7年間で6件となっており、当該表の利活用ニーズは相対的に小さくなっている。したがって、当該表については、広く一般に提供する集計表としては削除するものであり、それによって大きな支障は生じないものと考えているが、利活用ニーズのある一部の地方公共団体については、調査票情報の二次利用によってニーズに適切に対応していくこととしたい。

政府機関及び地方自治体へのヒアリング結果：削除予定の統計表の利活用の有無

【都道府県】【政令指定都市】【関係府省等】



パブコメ結果（令和5年4月24日、e-Govパブリック・コメントへ掲載）

商業動態統計調査の集計事項の見直し（案）に関する意見公募手続の結果について

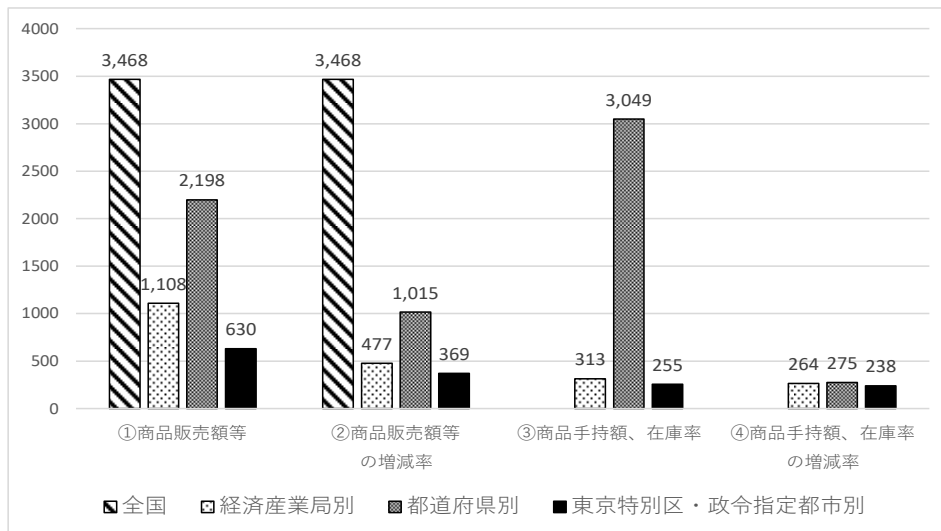
令和5年4月24日
 経済産業省
 大臣官房調査統計G
 サービス動態統計室

「商業動態統計調査の集計事項の見直し（案）」について、令和5年1月6日から同年2月5日まで意見公募手続を実施しましたが、ご意見はありませんでした。

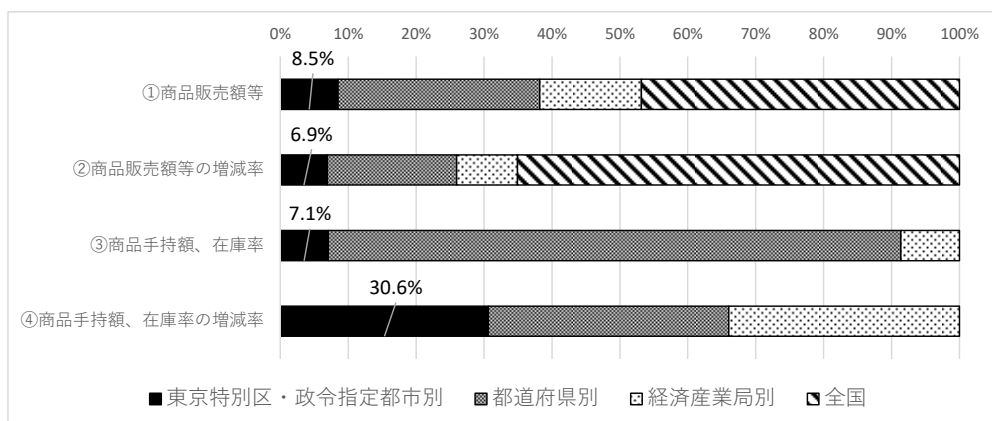
なお、本件意見募集とは直接関係のないご意見（1件）に対して、経済産業省の考え方は示しませんが、承っております。

ご協力、ありがとうございました。

令和2年年报のダウンロード数（令和3年6月～令和4年6月）



令和2年年報のダウンロード割合（令和3年6月～令和4年6月）



※商品手持額の全国値は年報になし

- c. 一般利用者に向けては、弊省ホームページに事前にお知らせを掲載し、ヒアリングを行った関係機関には、メールにより連絡を行う予定である。

2 統計委員会諮問第143号の答申（令和2年9月9日付け統計委第15号）における「今後の課題」への対応状況

（1）調査方法の変更による影響の分析・検証

本調査の調査結果は、幅広く利活用されていることから、安定的な結果精度の確保が重要である。このため、今回の民間事業者の活用拡大や、調査員調査から郵送・オンライン調査に統一することによる実査及び調査結果への影響等について、特に小規模事業所を中心に分析・検証を実施し、その結果を統計委員会に事後的に報告するとともに、必要に応じて、委託業務内容等の改善に活用すること。

（論点）

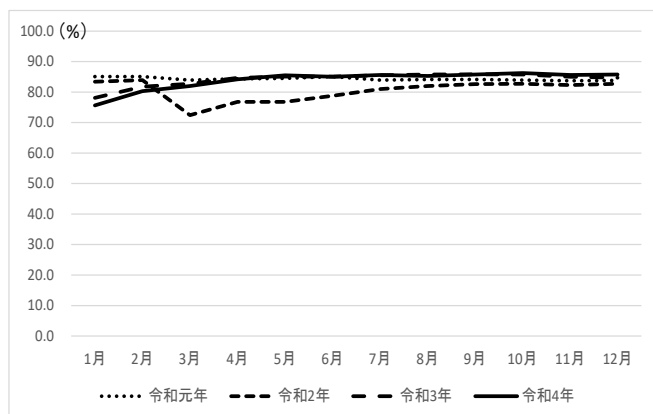
- a 調査方法の変更による実査及び調査結果への影響等について、分析・検証を実施した結果は具体的にどのようなものであったのか。
- b 分析・検証の結果については、統計利用者には、どのように情報提供しているか。

- a. 基幹統計として安定的な結果精度の確保が重要であり、この観点から調査票の回収状況について検証し、確認をした。商業動態統計調査（甲、乙）は令和2年3月分調査から調査系統を都道府県から民間事業者へ、調査方法を調査員調査から郵送、オンラインに変更しているが、折しも新型コロナウイルス感染症が拡大し猛威を振るっていた時期と重なった。このため、変更直後では回収率は低下したものの、翌月（令和2年4月分調査）から改善傾向となり、甲調査では同年6月で74.5%（変更前同年2月：74.2%）、乙調査では同年10月で77.0%（変更前同年2月：78.1%）と変更前と同程度となった。また、直近令和4年の年平均でも甲調査が80.8%（変更前令和元年平均：74.4%）、乙調査が78.5%（変更前令和元年平均：78.8%）と、現在までに回収率は変更前と同程度の水準を確保している

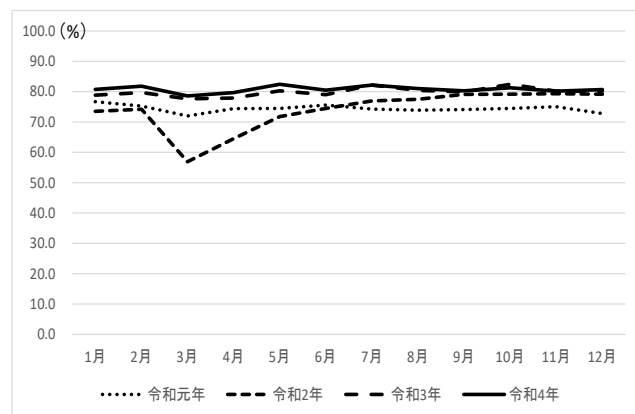
ことが確認できた。

以上から、調査方法の変更と同じタイミングで発生した新型コロナウイルス感染症拡大による一時的な影響は大きかったものの、調査方法の変更後5か月程度（令和2年夏頃）で回収率はほぼ回復したことが確認できたため、調査方法の変更そのものは結果精度に対する影響を及ぼしていないと考えることができる。

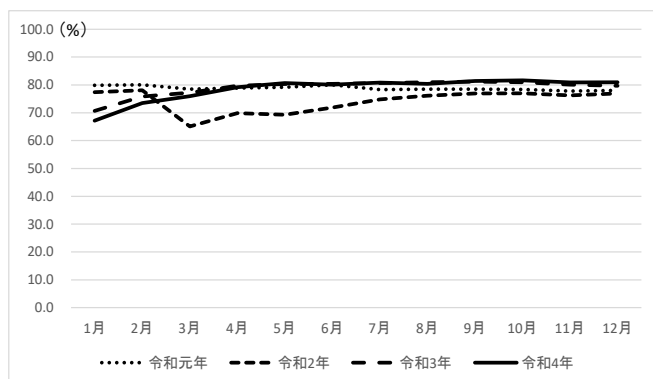
全調査票（甲乙丙丁） 確報時回収率



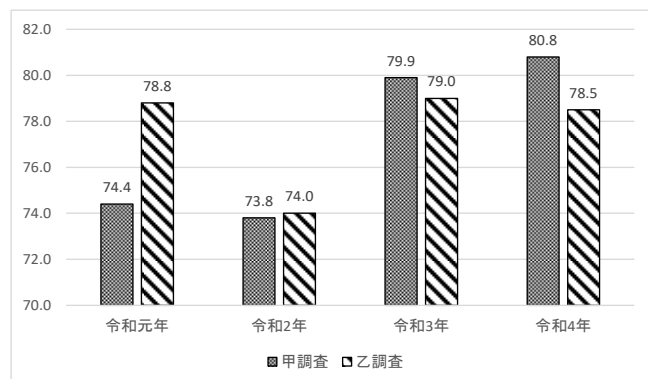
甲調査票確報時回収率



乙調査票確報時回収率



甲調査及び乙調査の年平均回収率



- b. 本課題に対する検証結果は実施した調査研究報告書として、弊省ホームページ上の商業動態統計及び委託調査報告書のページにて公開している。なお、本調査の回収率についても商業動態統計のページ上で随時公表しているところである。

<商業動態統計 | 各種参考情報>

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/sanko.html>

<令和2年度商業動態統計調査の見直しに関する調査研究調査報告書>

https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2020FY/000136.pdf

<回収率>

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/gaiyo.html#menu04>

(2) 調査対象の範囲の変更に関する検証・検討

今後の調査対象の範囲の変更に向けた検討においては、今回の審議結果や利活用ニーズを踏まえ、学識経験者等の知見も活用しつつ、以下の点について検証・検討すること。

- ① 調査対象の範囲を変更した場合の商業全体の推計方法については、本調査の役割や利活用ニーズを整理した上で、特に、除外部分の推計に用いる階層設定の在り方、廃業事業所の推計への反映について、幅広い時期のデータを使用して、統計的な検証・検討を行うこと。
- ② 調査対象の範囲の変更に当たっては、従業者数以外の基準を用いた階層の設定の可能性や除外の範囲を業種別に設定することの可否を含め、改めて幅広く検証・検討すること。

(論点)

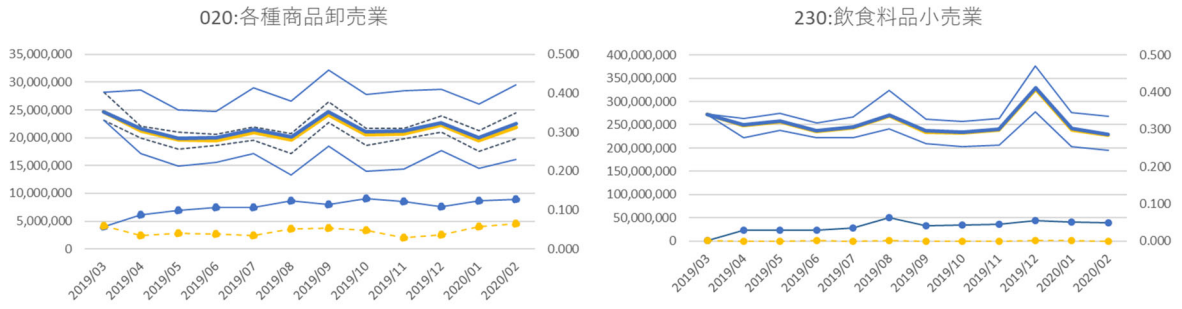
- a ①について検証・検討を行った結果は具体的にどのようなものであったか。
 - b ②について検証・検討を行った結果は具体的にどのようなものであったか。
 - c 調査対象の範囲の見直しについて、今後、どのような検討を行う予定か。
- a. 従業者数による対象範囲の除外に用いる基準について、平成28年経済センサス - 活動調査の結果を用いて確認したところ、従業者1～4人層では事業所ベースで概ね4～6割程度、売上高ベースでは1割未満であり、同1～9人層と比較して、売上高ベースでのシェアが小さいことから同1～4人層を除外するものと想定して検証を行った。
- 具体的には、商業動態統計調査、平成28年経済センサス - 活動調査の個票データを用い、3つのシミュレーションを業種別に実施した。
- ① 現行の標本設計 (全層)
 - ② 5人以上の標本設計 (1-4人層は有効回答総和の増減率を用いて比推定)
 - ③ 5人以上の標本設計 (1-4人層は5-9人層の有効回答総和の増減率を用いて比推定)

結果、1-4人層の除外を実施しても、業種別販売額の推計結果には明確な影響が発生しなかった。また、除外した1-4人層を全層の増減率で延長するケース②と、5-9人層の増減率で延長するケース③で、結果の精度に大きな違いは無かった。

ただし、調査対象事業所の約半数を占める1-4人層の除外は、調査対象範囲の大きな見直しとなることから、当面は現行の調査対象範囲を継続し、売上高等による層化の可能性、推計上の工夫、母集団情報の変更の影響などについても検証の上で、慎重に検討する方針である。

推計シミュレーション結果

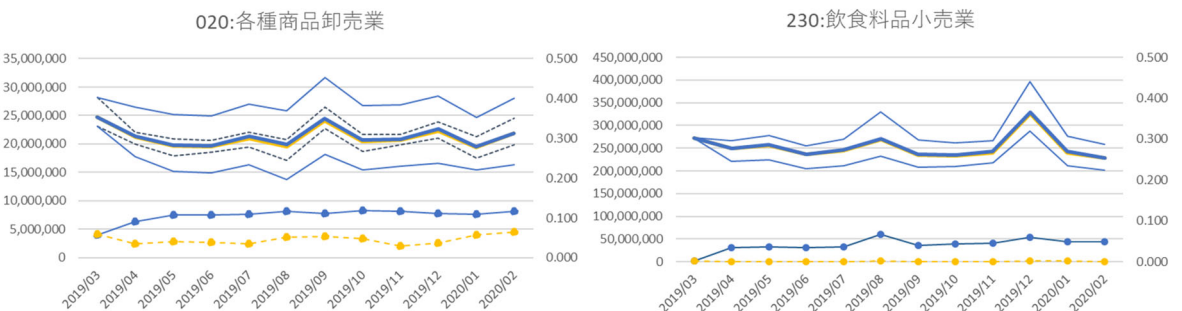
① 現行の標本設計



② 1-4人層について有効回答総和の増減率で延長



③ 1-4人層について5-9人層の伸び率で延長



実線はシミュレーション結果（太線：販売額推計値の平均、細線：販売額推計値の最大・最小、実線（マーカー付き）：変動係数（第二軸））

破線は真値（太線：販売額総和の平均、細線：販売額総和の最大・最小、破線（マーカー付き）：変動係数（第二軸））

- b. ①商業動態業種ごとに、売上高上位8割を構成する事業所の商品販売額を閾値とし、これを上回る事業所を調査対象とすることを想定し、3つの考え方について整理した。
- ・現行の業種別・従業者数規模別の各層内を8割層と非8割層に分割し、業種全体の8割層のみで目標精度を満たすよう設計
 - ・業種全体を8割層と非8割層に分割し、8割層が目標精度を満たすよう設計
 - ・各業種内に複数の売上高基準による層を設定し、調査対象層が業種全体で目標精度を満たすよう設計

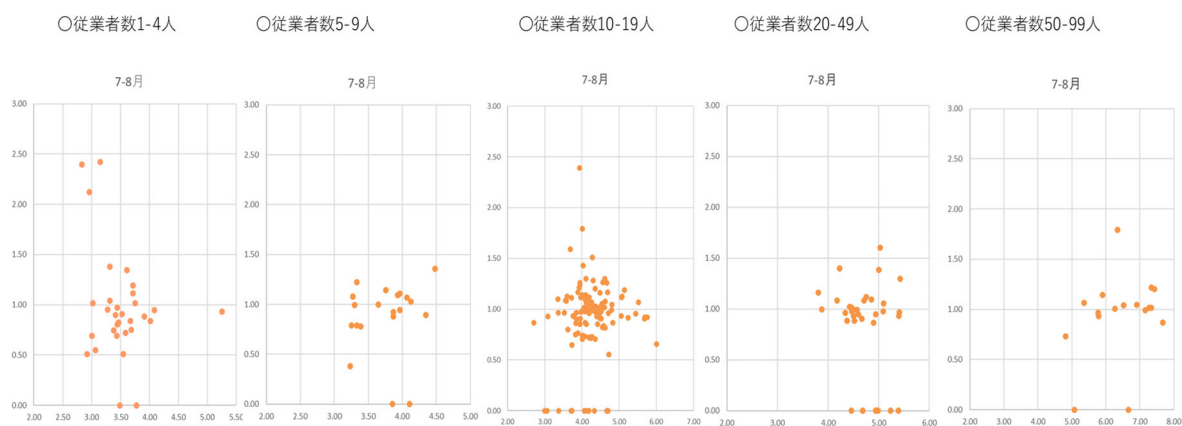
以上の考え方について整理を行ったが、懸念点の洗い出しに留まっており、具体的な検証に基づいた結論には至っていない。

②上記とは別に、従業者規模層内を商業販売額でさらに層化することにより、サンプルサイズを削減する方法について検討を行った。

商品販売額の推計においては、2か月連続で回答がある事業所の商品販売額総和の増減率を用いているため、商品販売額の水準と商品販売額の増減率の間に相関がなければ、商品販売額による層化を行うメリットはない。商業販売額の水準（平均値）と商品販売額の増減率の関係性を確認したところ、両者の間に明確な関係性は見られず、従業員規模層を商品販売額によりさらに層化しても、結果精度を向上させる効果は期待できないことがわかった。

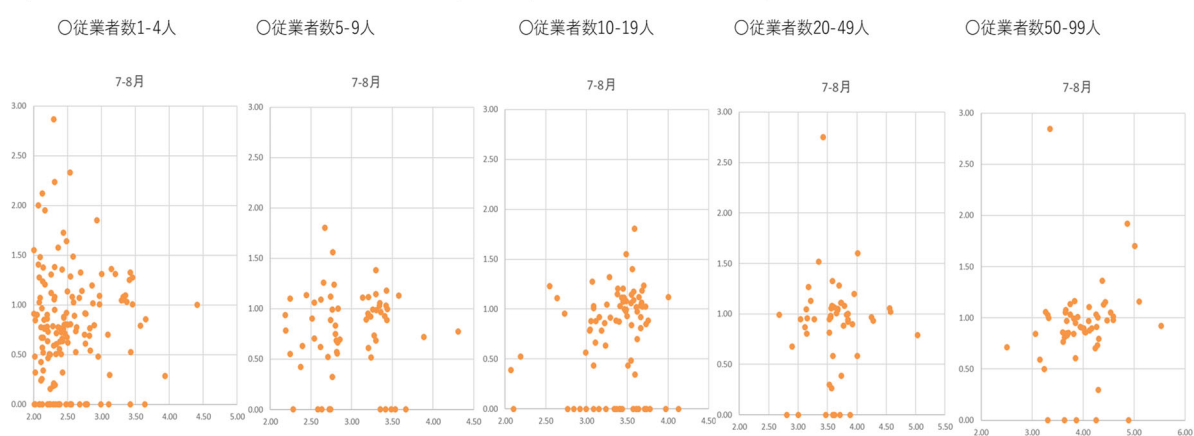
従業員規模別の月額商品販売額平均値と商品販売額前月比の関係

（各種商品卸売業 横軸：月額商品販売額平均値（常用対数）、縦軸：商品販売額前月比）

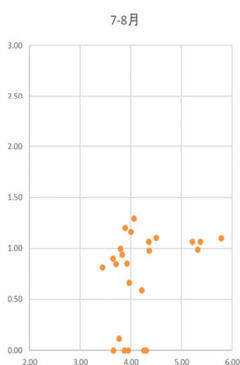


従業員規模別の月額商品販売額平均値と商品販売額前月比の関係

（電気機械器具小売業 横軸：月額商品販売額平均値（常用対数）、縦軸：商品販売額前月比）



○従業員数100-199人



- c. 評価すべきデータ期間の延長等を念頭に、更なる集計結果への影響の検証、従業員規模以外の層別方法など更に検証すべき課題が多く存在するものと想定しており、裾切りによる

調査対象の変更については一旦取り下げることにし、今後の調査環境の変化により必要が生じた場合に必要となる検証をした上で、改めて慎重に検討を進めたいと考えている。

(3) 母集団情報の整備に向けた検討

本調査がこれまで母集団情報として用いていた商業統計調査が中止されたことや調査員調査の廃止により新規事業所の把握が困難となることに伴い、経済センサス - 活動調査、経済構造実態調査、行政記録情報等から商業の実態を適切に把握できるような調査対象名簿の整備方法について検討すること。特に、事業所母集団データベースの年次フレームは、より早期に基礎的な名簿情報の把握が可能なことから、その活用による新設、廃業事業所の把握を中心に検証・検討すること。

(論点)

- a 本調査の調査対象範囲の特定に必要な項目とは、具体的にどのようなものか。
- b 本調査では、これまで新設又は廃業の情報をどのように補捉していたか。
- c 事業所の存否確認に事業所母集団データベースを活用することだが、具体的にどのように活用するのか。また、どのような効果が見込まれるか。

- a. 産業細分類、従業者数、年間販売額、売場面積、セルフサービス方式、店舗数である。

<事業所母集団DBにおける不足情報：表中の網掛けが不足項目>

調査種類	属性範囲 (対象条件)	特定に必要な項目					
		産業分類	従業者数	年間販売額	売場面積	セルフサービス方式	店舗数
甲	・「中分類 50 各種商品」の事業所で従業者 100 人以上 ・「中分類 51 繊維・衣服卸売業」から「55 その他の卸売業(細分類 5598 代理商、仲立業)を除く。」の事業所で、従業者数 200 人以上	細	○	-	-	-	-
乙	・「中分類 50 各種商品卸売業」～「中分類 61 無店舗小売業」の事業所 (甲調査・丙調査の対象事業所、丁1～丁4調査の傘下事業所、細分類 5598 代理商、仲立業を除く。)	細	-	-	-	-	-
丙	「中分類 56 各種商品小売業」から「中分類 60 その他の小売業」に属する事業所のうち従業者 50 人以上のうち、以下の条件を満たすもの。						
	【百貨店】「小分類 561 百貨店、総合スーパー」に属する事業所のうち、売場面積の 50%以上についてセルフサービス方式を採用していない事業所であって、売場面積条件(東京都特別区及び政令指定都市 3,000 m ² 以上、その他の地域 1,500 m ² 以上)	小	○	-	○	○	-
	【スーパー】売場面積の 50%以上についてセルフサービス方式を採用している事業所であって、売場面積が 1,500 m ² 以上のもの	中	○	-	○	○	-
丁1	「細分類 5891 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」に属する事業所を 500 店舗以上有する企業	細	-	-	-	-	○
丁2	「細分類 5931 電気機械器具小売業(中古品を除く)」又は「細分類 5932 電気事務機械器具小売業(中古品を除く)」であって、売場面積が 500 m ² 以上の家電量販店を 10 店舗以上有する企業	細	-	-	○	-	○
丁3	「細分類 6031 ドラッグストア」に属する事業所を 50 店舗以上有する企業又はドラッグストアの年間販売額が 100 億円以上の企業	細	-	○	-	-	○
丁4	「細分類 6091 ホームセンター」に属する事業所を 10 店舗以上有する企業又はホームセンターの年間販売額が 200 億円以上の企業	細	-	○	-	-	○

出典) エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社「令和2年度 商業動態統計調査の見直しに関する調査研究 調

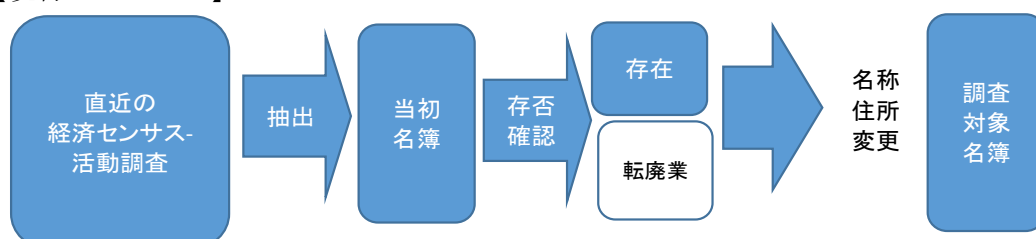
- b. <新設>甲、乙調査では、5年に一度の母集団更新時に新設事業所を抽出している。丙調査では、調査対象企業の傘下事業所に新設があれば、実査の中で報告を受けるほか、調査実施者において新聞やネットの記事で把握し、当該事業者を確認をした後に、最終的に調査対象への追加を行っている。丁調査では、毎月の調査で店舗数を把握している。

一方、調査対象の可能性のある企業については、新聞やネットの記事で対象の定義を満たしているかどうかを一定期間確認し、対象であると判断される場合は、最終的に当該企業に商業動態統計調査についてご理解いただき、調査への協力を求めていく。

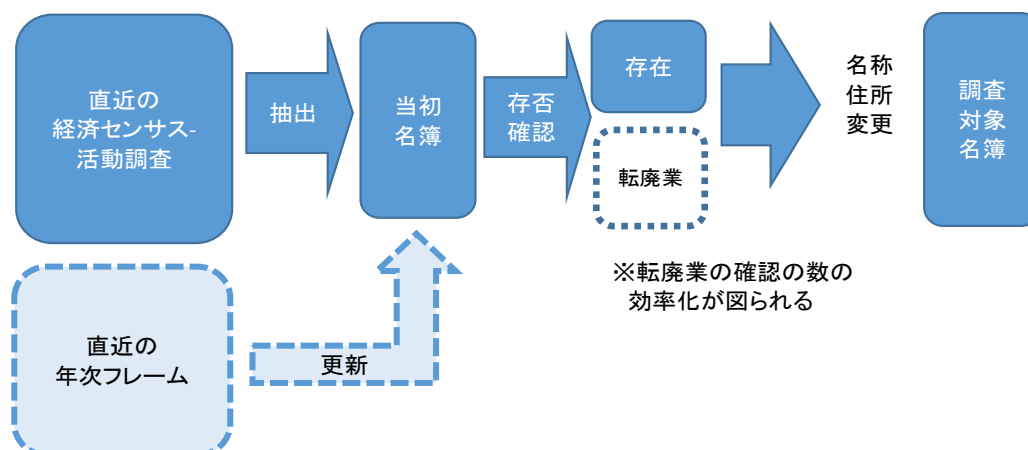
<廃業>乙調査については調査対象の入れ替え(ローテーション)が実施される際に予め対象事業者存否確認を実施している他、調査時における対象事業者からの申し入れなどで捕捉している。また、その他甲、丙、丁調査においては調査時における対象事業者からの申し入れや報道、IRなどの情報を活用して捕捉している。

- c. 商業動態統計調査では、毎年新たに調査対象となる事業所に対して事前に名称、所在地など事業所情報の確認を「存否確認」として行っている。今回、令和3年経済センサス-活動調査結果を母集団として令和7年1月分調査から5年分の調査対象を抽出した後、最新の年次フレームの情報を活用して存否情報を最新に整備した上で存否確認を実施することを想定している。これにより、存否確認対象数を縮小でき、当該事務を効率化することが可能となる。

【現行のスキーム】



【年次フレーム活用後のスキーム】



(4) 公表の早期化に向けた検討

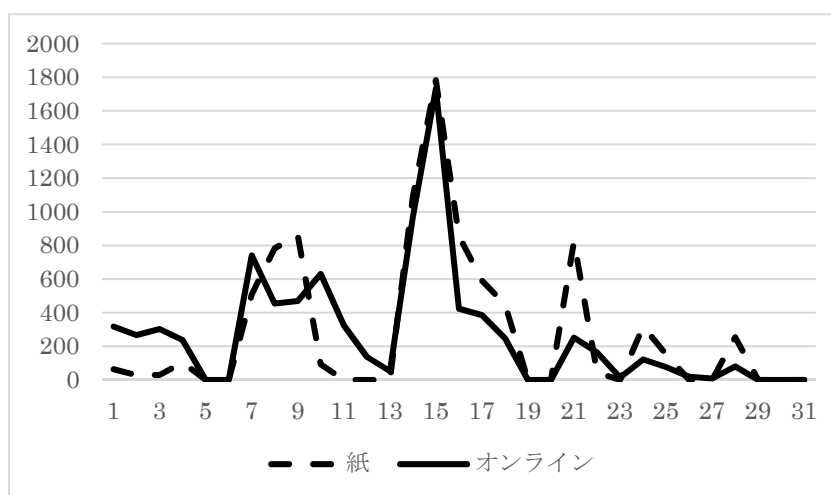
本調査については、今回、甲及び乙調査の調査方法を変更し、郵送・オンライン調査に一本化されることから、その実施状況や報告者負担も踏まえ、結果精度を確保しつつ、公表の早期化や調査業務の効率化を目指す観点から、調査票の提出期日の在り方を検討すること。

(論点)

- a 郵送・オンライン調査の早期提出の状況はどのようになっているか。
- b 公表早期化の具体的なニーズは寄せられているか。

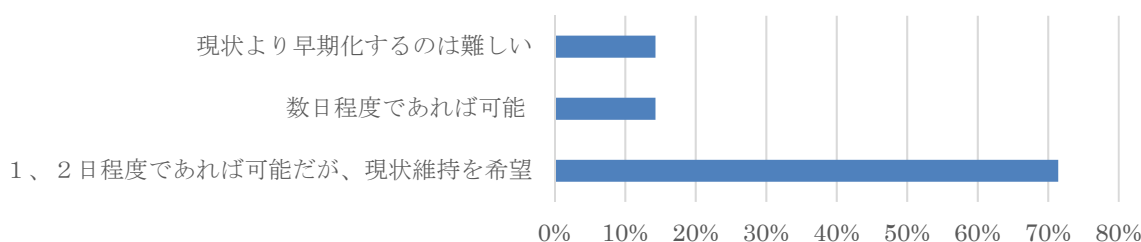
- a. 調査票の到着状況をみると、郵送、オンラインともに提出締切り（15日）前後の提出が多い。

日別回収数（実数）【令和4年1月分】



なお、調査票の提出時期の前倒しについて一部の調査対象事業者へヒアリングを実施したところ、回答を得られた事業者のうち、大部分の事業者から「月次の売上等データの確定日を踏まえると1、2日程度早めることは可能だが、社内確認の期間等を踏まえると現状通りを希望する」などの回答であった。

提出時期の早期化について



- b. 郵送・オンライン方式に切り替えて以降、弊省に意見は寄せられていない。

3 公的統計の整備に関する基本的な計画への対応状況

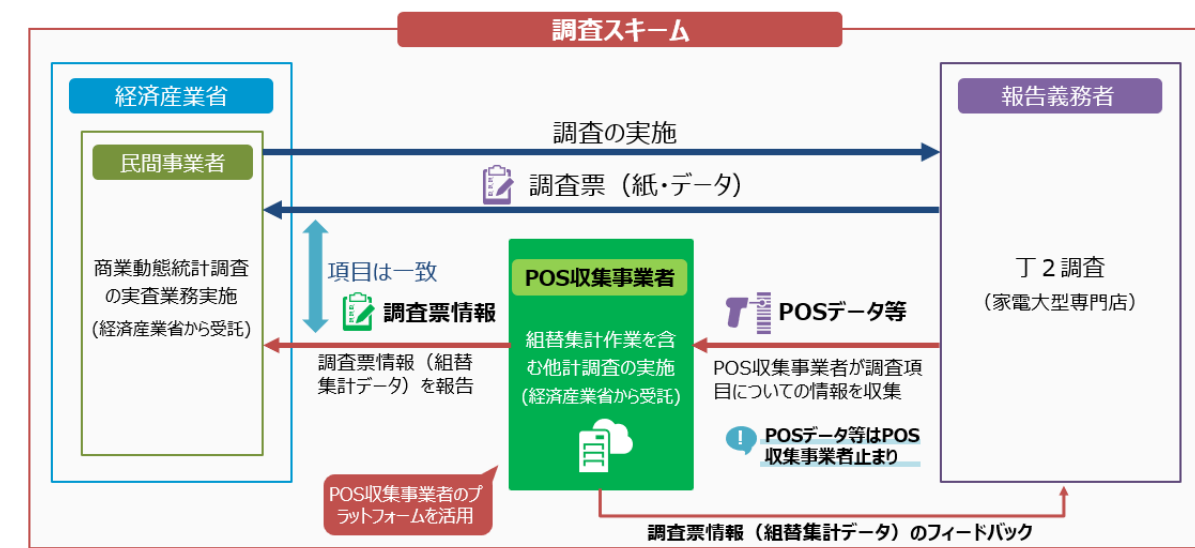
項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(1) 報告者負担への配慮	POSデータ（消費者物価指数、商業動態統計調査等）、ウェブスクレイピングデータ（消費者物価指数等）及び人工衛星データ（作物統計調査、SDGグローバル指標等）等、既存の公的統計の中で活用されているデータについて、必要性や費用対効果等も踏まえ、活用の対象を拡大するなど、これらのデータ活用の横展開を検討する。	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。

これを踏まえ、以下の点について確認する。

(論点)

a 報告者負担の更なる軽減の観点から、行政記録情報やPOSデータ等の民間企業等が保有するビッグデータの更なる活用の余地はないか。

- a. 現行家電大型専門店を対象とした丁2調査においてPOSデータの活用を提出スキームの一方方法として採用しているところ。これは、①対象となる既存POSデータの精度が高く、網羅的に整備されていること、②必要となるデータの組み替えが可能であること、③スキームに対する理解を調査対象事業者から得られていること、④これらPOSデータの管理を網羅的に行っているPOS収集事業者が存在することなど、調査スキームに採用できるための環境がしっかりと整備されていることから運用が実現できているものと理解している。現状、このような環境下においても家電大型専門店調査のすべての調査対象事業者が本方式によって回答を提出しているわけではなく、なお、POS収集事業者との調整を要している状況であることを踏まえれば、他のオルタナティブデータの政府統計への活用環境は整備途上であると理解していることから、残念ながら現状では更なる活用の余地は難しいものとする。他統計へのビッグデータの活用状況を注視し、参考にしていきたい。



以上